

# 法律相談をお受けになる方へ

中央区企画部広報課広聴係

区の法律相談事業では、トラブル解決に向けた弁護士のアドバイスを1人でも多くの方に受けていただくために、公平で円滑な利用を図る目的で次のとおり運営・運用を行っています。皆さまのご協力をお願いいたします。


## お申し込みについて

- ◎ 法律問題でお困りの区民の方に、問題解決の糸口を提供することを目的としています。
- ◎ 相談は、中央区在住または在勤の方（個人）が利用できます。契約関係や雇用関係などの相談に関する企業からの申し込みについては、原則として企業を対象とした他の相談事業をご案内しています。なお、税金に関することなど相談内容によっては、他の相談事業や相談機関をご紹介します場合があります。
- ◎ 相談は土地・家屋、相続、離婚、金銭貸借などの日常生活上の法律問題全般について、弁護士会から派遣された弁護士の対面相談によるアドバイスです。
- ◎ 相談時間は、30分以内（無料）で事前予約制です。

ご予約は、区ホームページに掲載している専用の申込フォームからオンラインでお申し込みいただくか、開庁時間（8:30～17:00）に区役所1階まごころステーションへ直接来庁、または電話（03-3546-9590）で「氏名」・「住所（又は勤務先所在地）」・「連絡先電話番号」・「相談内容の種類（相続、金銭貸借など）」をお申し出ください。
- ◎ 限られた時間で効率よく相談を受けていただくために、契約書などの関連資料がある場合は当日ご持参ください。
- ◎ 1人につき、同一年度内（4月1日から翌年3月31日まで）の相談は3回までとなります。
- ◎ ご予約のキャンセルは、他の利用者のためになるべく早くご連絡ください。

## 相談日当日について

- ◎ 当日は、相談時間の5分前を目途に各相談場所の相談室までお越しください。
- ◎ 相談時間は、開始時刻から30分以内となります。30分を超過した場合は、職員がその旨お声掛けしますのでご了承ください。
- ◎ 相談は、トラブルの解決に向けての弁護士からの法律的なアドバイスです。相談した弁護士が、弁護活動や代理人としての仕事をお引き受けすることはできません。また、相談した弁護士に関する情報についてのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
- ◎ 相談内容の無断録音は厳にお断りします。筆記が困難などの理由により、録音を希望される方は、担当の弁護士に当日ご相談ください。なお、弁護士の判断により、録音できない場合もありますのでご了承ください。
- ◎ 現在、他の弁護士に依頼している係争中の事件については、相談した弁護士からアドバイスを受けられない場合があります。
- ◎ 相談中は、相談内容と直接関係のない身の上話や雑談などをご遠慮ください。また、相談室や待合室での通話や録音などは禁止です。
- ◎ 本人確認をさせていただく場合がありますので、身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）を必ずご持参ください。

相談場所	相談日時	予約方法
区民相談室 (区役所1階)	毎週金曜日(休日を除く)午後1時～4時	【電話】 03-3546-9590 【区ホームページ】 
日本橋特別出張所	毎月第2・4水曜日(休日の場合は翌開庁日)午後1時～4時	
月島特別出張所	毎月第1・3月曜日(休日の場合は翌開庁日)午後1時～4時	
晴海特別出張所	毎月第3木曜日(休日の場合は翌開庁日)午後1時～4時	